川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、部活動地域展開を支援するポータルサイトを導入する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

１ 業務概要

（１）履行期間　　契約締結日から令和９年３月３１日まで

（２）業務内容　　「川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託仕様書」及び関連文書のとおり

（３）見積限度額　４，２９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

２ 実施日程

内　　容	期　間　等
参加募集の告示	令和８年１１月２０日（金）
質問の受付	令和８年１１月３０日（月）１２時（正午）まで
質問の回答	令和８年１２月　４日（金）
参加申込書（電子メール）の提出	令和８年１２月１１日（金）
企画提案書類の提出	令和８年１２月１４日（月）１７時まで
一次審査（書類審査）結果、二次審査（プレゼンテーション）の通知	令和８年１２月１８日（金）１５時以降
二次審査（プレゼンテーション）	令和８年１２月２５日（金）
選定結果の通知・公表	令和９年　１月　８日（金）

３　参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、単独事業者又は複数の事業者で構成する共同企業体とし、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

なお、共同企業体として参加する場合は、代表構成員を定めるものとし、代表構成員は、本プロポーザルに係る手続及び業務委託契約の履行について責任を負うものとする。

また、単独事業者及び共同企業体のいずれについても、協力会社を使用することができる。ただし、協力会社を使用する場合であっても、参加者は、本プロポーザルに係る手続及び業務委託契約の履行について責任を負うものとする。

なお、参加申込書の提出期限から契約締結までの間に、参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。 ただし、共同企業体として参加する場合は、構成員のうち１者以上が当該要件を満たしていること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定（※）に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者

（３）川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

（４）川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６）会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（７）同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

（８）提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

（９）スポーツ庁及び文化庁が令和７年１２月に示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえた部活動地域展開に関する実績（本委託業務の類似業務など）を有すること。

4 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

（１）参加申込書

ア 受付期間 「２　実施日程」に記載の期日まで(時間厳守)

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出書類 プロポーザル参加申込書

エ 提出先　「１５　連絡、問い合わせ先」に記載の電子メールアドレス

（２）企画提案関係書類

ア 受付期間 「２　実施日程」に記載の期日まで(時間厳守、郵送の場合必着)

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出書類

以下のものを紙（要求部数）及び電子データ（1 部）で提出すること。

なお、電子データは PDF または Microsoft Office 製品で閲覧可能な形式とすること。

（ア） プロポーザル参加申込書（様式第１号） 正本１部（先に電子メールにて提出いただいた原本）

（イ） 会社概要（様式第２号） 正本１部

（ウ） 提案書（様式第５号）及び企画提案書（提出様式については「カ　企画提案書様式を参照　 正本１部 副本８部（複写可）

（エ） 参考見積書（様式第６号） 正本１部 副本８部（複写可）

川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託（以下「本業務」という。）にかかる金額を記載すること。
参考見積内訳書（様式第６号別紙）を添付すること。

（オ） 参考見積書（様式第７号） 正本１部 副本８部（複写可）

本業務により導入するシステムの利用料等、導入後に継続的に発生する運用に係る一切の費用を含めた５年間の金額（ランニングコスト）を年度ごとに算出すること。

また、提案内容に拡張機能について提案する場合は、その導入費用及びシステム利用料等、導入後に継続的に発生する運用に係る一切の費用を含めた５年間の金額（ランニングコスト）を年度ごとに別途算出すること。

参考見積内訳書（様式第７号別紙）を添付すること。

（カ） ライフサイクルコスト（LCC）表（様式第９号） 正本１部 副本８部（複写可）

（キ） SLA（Service Level Agreement）

別紙「システムサービスレベル定義書」で記載の項目以外に SLA を定めている場合は、企画提案書の最後部に綴ること（任意様式）。

（ク） 契約書の写し等、履行実績を証する書類

スポーツ庁及び文化庁が令和７年１２月に示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえた部活動地域展開に関する履行実績（本委託業務の類似業務など）を有することを証明する書類を提出すること。

エ 提出先 「１５ 連絡、問い合わせ先」に記載の住所、担当宛て

オ 企画提案書記載事項

（ア）企画提案書には、別に定める「川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託評価基準」の各項目について、提案内容を記載すること。

（イ）記載内容に対応する項目Ｎｏを記載し、項目Ｎｏ順にすること。

（ウ）企画提案書等に記載のある事項は、原則として見積書に含むものとする。見積書に含まれない自由提案がある場合は、その旨を明記し、概算費用等を示すこと。

カ 企画提案書様式

（ア）用紙は日本産業規格Ａ４版を基本とすること（一部Ａ３も可）。

（イ）フォントサイズは概ね 10.5pt～12pt を基本とすること。

（ウ）通しでページ番号を付与すること。

（エ）目次を付けること。

（オ）概ね４０ページ以内とすること（目次、表紙、白紙を除く）。

（カ）フラットファイル等で綴じること。

キ 見積書・ライフサイクルコスト（LCC）表について

（ア）見積対象は、契約締結から令和９年３月３１日までに係る一時経費及び令和

９年３月１日から令和９年３月３１日までの運用経費並びに、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの運用経費の合計金額とすること。

（イ）年度毎に費用を算出すること。

（ウ）一時経費

システム導入等の一時的に発生する費用を記載すること。

（エ）運用経費

システム利用料等の継続的に発生する費用を記載すること。保守、運用管理にかかる費用はシステム利用料に含むものとする。

（オ）その他

その他費用に計上がある場合は、その内容を欄外に記入すること。

0S、ソフトウェア等のサポート期限終了等のためバージョンアップが必要な場合で、システム利用料以外に別途作業費用が発生する場合はその他に金額を記載すること。

（カ）本件における税率はすべて１０％として算出すること。

ク 機能要件対応表

「(別紙）システム要件確認書（機能要件)」の記入欄に、標準対応している場合は「●」を、代替案対応の場合は「○」を、カスタマイズ対応の場合は「△」を対応不可の場合は「×」と記入し、標準対応以外を選択した場合は備考欄に対応内容や理由を記載すること。

5 プロポーザルに関する質問の受付及び回答

（１）質問の受付方法

質問は電子メールでのみ受け付ける。なお電子メールの本文には質問内容を記述せず、質問書（様式第３号）に内容を記載の上、電子メールに添付して提出すること。

（２）受付先

「１５　連絡、問い合わせ先」に記載の電子メールアドレス

（３）回答方法

「２　実施日程」に記載の期日までに川口市ホームページ（教育政策室ページ）上に回答を掲載する。ただし、質問内容によっては期日までに回答できない場合がある。

6 企画提案書等に関する質問・回答

提出された企画提案書等についての質問を、プロポーザル参加通知書に記載の連絡先電子メールアドレスに送付するので、指定した期日までに「１５　連絡、問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスあて回答すること。

7 審査方法

（１）川口市の関係部局の職員で組織する川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム構築及び運用業務委託公募型プロポーザル選定委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

（２）二次審査において、合計得点が最高の事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、合計得点が最高の事業者が複数あるときは、「川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託評価基準」の④見積価格の評価（ライフサイクルコスト評価）が最も高い事業者を優先交渉権者とする。

（３）優先交渉権者との交渉が合意に至らない場合は、合計得点の高い順に交渉を行う。

８ 一次審査（書類審査）

一次審査では、提出された書類（企画提案書、要件確認書、ライフサイクルコスト表等）を対象に審査を行い、下記の場合には書類審査により不合格とする。

（１）提出書類に不備があった場合

（２）企画提案書等の内容が不十分、不明瞭、若しくは論理性を欠く場合

（３）仕様書及び関連文書の記載内容を実現できない場合

このほか、提案事業者が多数の場合は、「川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託評価基準」に基づき書類審査を実施し、二次審査に参加する事業者を選定する。

９ 一次審査結果、二次審査集合日時通知等

一次審査結果、各事業者の二次審査（プレゼンテーション）の集合場所及び集合日時等については、「２　実施日程」に記載の期日までに通知する。

１０ 二次審査（プレゼンテーション）

（１）日付 「２　実施日程」参照

（２）場所 川口市役所第二本庁舎教育委員会室

詳細はプレゼンテーション集合日時等通知に記載する。

（３）タイムスケジュール

ア プレゼンテーション ３０分

イ 質疑応答　　１０分

（４） 注意事項

ア 原則、参加申込順に実施する。開始時間については個別に連絡する。

イ プレゼンテーションに出席する人数は５名までとする。

ウ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は認めない。

エ 原則として項目Ｎｏ順に説明を行うこと。

オ プロジェクター、接続ケーブル（HDMI）、スクリーン、マイクは当市が用意する。

カ プレゼンテーションにおける提案者の発言は、録音、録画等により記録され、その内容は、本契約においても効力を及ぼすものとする。

キ 事業者による、会場内での録音、録画は禁止する。

ク 進行は、当市の職員が行い、説明者はその指示に従い説明等を行うものとする。

ケ 二次審査の結果、「９ 一次審査（書類審査）」に規定する失格事項に該当することが判明した場合は失格とする。

１１ 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を決定後、プロポーザルに参加した者すべて（辞退者を除く）に、下記の事項を電子メールで通知（参加申込書に記載されたアドレスあて）する。

（１）通知する者の得点

（２）優先交渉権者名

また、（２）は市ホームページに掲載する。

１２ 契約条件

（１）当市と優先交渉権者となった事業者は、企画提案書、プレゼンテーションの内容を踏まえ、必要に応じて仕様等の変更を行い、契約を締結するものとする。

（２）共同事業体間でそれぞれ担当する業務を委託する場合を除き、本事業の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することはできない。

（３）本事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

（４）その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

１３ 提出された書類について

（１）提出された書類は返却しない。

（２）提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。

（３）提出後の訂正、差替えは、当市から指示があった場合を除き認めない。

１４ その他

（１）本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を当市に請求することはできない。

（２）参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を速やかに提出すること。

（３）提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより当市が無償で使用できるものとする。

（４）提出書類について、正当な理由なく期限を過ぎた場合、失格とする。

（５）本プロポーザルの参加者が１者である場合においても審査を実施する。この場合、第一次審査及び第二次審査において失格とならなかった場合は優先交渉権者とする。

（６）選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

（７）本プロポーザルに関連して知り得た情報は、応募目的以外で使用することや、第三者

に漏洩することを禁止する。

１５ 連絡、問い合わせ先

川口市教育局教育政策室
担当 米倉　大久保　松田
〒332-8601 埼玉県川口市青木２丁目１番１号
電 話 048-258-1110（代表）
048-252-2065（直通）
E Mail 200.00500@city.kawaguchi.saitama.jp